

# 令和5年 第13回 委員会議題

令和5年9月20日

## 1 議案

議案第51号 令和6年検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について

議案第52号 令和6年裁判員候補者予定者名簿に登載する者について

議案第53号 在外選挙人名簿から抹消する者について

議案第 51 号

令和 6 年検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について

令和 6 年検察審査員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和 5 年 9 月 20 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- 1 福岡第一検察審査会の検察審査員候補者予定者名簿に登載する者の数  
30 人
- 2 福岡第二検察審査会の検察審査員候補者予定者名簿に登載する者の数  
30 人
- 3 登載する者の氏名等  
別紙のとおり

(理 由)

検察審査会法第 10 条第 2 項の規定による。

## ○検察審査会法（抜粋）

### （審査員候補者の員数）

第九条 検察審査会事務局長は、毎年九月一日までに、検察審査員候補者の員数を当該検察審査会の管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 検察審査員候補者は、各検察審査会ごとに、第一群から第四群までの四群に分け、各群の員数は、それぞれ百人とする。

### （審査員候補者の選定）

第十条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中からそれぞれ第一群から第四群までに属すべき検察審査員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示がなされている者を除く。）をくじで選定しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載（公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録）をされている氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもつて調製する検察審査員候補者予定者名簿にあつては、記録）をした検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

3 検察審査員候補者予定者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

## ○検察審査会法施行令（抜粋）

### （候補者の割当）

第三条 検察審査会事務局長が検察審査会法（以下「法」という。）第九条の規定により候補者の員数を当該検察審査会の管轄区域内の市町村に割り当てるには、次に定めるところによる。

一 第一群から第四群までの候補者の総員数四百人のうち、まず一人ずつを各市町村に割り当て、その残員数は、前条の規定により通知を受けた各市町村の選挙人名簿被登録者の数の当該検察審査会の管轄区域内における選挙人名簿被登録者の総数に対する割合に応じて、これを各市町村に割り当てること。この場合において、一人に満たない端数を生じたときは、候補者の総員数が四百人に満ちるまで、端数の大なる市町村から順次に、これを一人に切り上げるものとする。

二 前号の規定により割り当てられた員数の群別を定めるには、市町村ごとに割当総数を四分して、これを第一群から第四群までに分別すること。この場合において、一の市町村の割当総数が四人に満たないとき、及び四分して四人に満たない端数を生じたときは、これを各別に第一群から第四群までのいずれかの群に属させるものとする。

2 やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、適当な標準によつて割り当てることができる。

### （候補者の予定者の選定）

第四条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村を管轄区域とする検察審査会が二個以上ある場合において、法第十条第一項の規定により候補者の予定者を選定するときは、同一人を二個以上の検察審査会の候補者の予定者に選定してはならない。

○検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令（抜粋）

その所在地に検察審査会を置くべき地方裁判所及び地方裁判所支部を別表上欄記載の通り定め、当該検察審査会の名称及び管轄区域をそれぞれ同表中欄及び下欄の通り定める。

別表

地方裁判所及び 地方裁判所支部	名 称	管 轄 区 域
福岡地方裁判所	福岡第一検察審査会 福岡第二検察審査会	福岡簡易裁判所管轄区域 宗像簡易裁判所管轄区域 甘木簡易裁判所管轄区域

議案第 52 号

令和 6 年裁判員候補者予定者名簿に登載する者について

令和 6 年裁判員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和 5 年 9 月 20 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- 1 裁判員候補者予定者名簿に登載する者の数  
420 人
- 2 登載する者の氏名等  
別紙のとおり

(理 由)

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第 21 条第 2 項の規定による。

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（抜粋）

（裁判員候補者の員数の割当て及び通知）

第二十条 地方裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、毎年九月一日までに、次年に必要な裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 前項の裁判員候補者の員数は、最高裁判所規則で定めるところにより、地方裁判所が対象事件の取扱状況その他の事項を勘案して算定した数とする。

（裁判員候補者予定者名簿の調製）

第二十一条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和三十二年法律第九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。）をくじで選定しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載（公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもって調製する選挙人名簿にあつては、記録）をされている氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもって調製する裁判員候補者予定者名簿にあつては、記録）をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

3 裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。

（裁判員候補者予定者名簿の送付）

第二十二条 市町村の選挙管理委員会は、第二十条第一項の通知を受けた年の十月十五日までに裁判員候補者予定者名簿を当該通知をした地方裁判所に送付しなければならない。

議案第 53 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 5 年 9 月 20 日

福岡市西区選挙管理委員会  
委員長 川 口 晴 義

- |   |                  |                 |
|---|------------------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数          | 1 人             |
|   | 内訳 住民票が新たに作成された者 | 1 人             |
| 2 | 抹消する者の氏名等        | 別紙のとおり          |
| 3 | 抹消年月日            | 令和 5 年 9 月 20 日 |

(理 由)

公職選挙法第 30 条の 11 の規定による。(赤④)